

栃木市都市計画審議会運営要領

(目的)

第1 この要領は、栃木市都市計画審議会条例（平成22年条例第185号）第9条の規定に基づき、栃木市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）第6条各号のいずれかに該当する事項について審議を行うとき。
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的を達成することが困難になるおそれがあるとき。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができるものとする。

(議事録)

第3 審議会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会議の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長が指名する出席委員1人が署名しなければならない。

(会議の招集)

第4 改選後の最初の会議は、市長が招集するものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年6月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年7月22日から実施する。